

# 「新型コロナウイルス」感染防止に向けたガイドライン

## 《感染防止対策》

- ① 全従業員は、勤務開始前及び勤務中並びに帰宅後には、手指消毒剤等での殺菌・消毒及び石鹸等を使用した手洗い除菌並びにうがい薬等でのうがいの徹底を義務とする。
- ② マスクを所有・所持する者は、勤務中は清潔なマスクの着用を義務とする。
- ③ 全従業員は、毎朝入社直後に検温を義務とする。(37.5度以上の場合は、自宅等(施設)にて療養すること)
- ④ 不要不急の出張は原則として禁止とする。
- ⑤ 各施設の事務所においては、集団感染を防止するため、定期的な換気を実施する。
- ⑥ 各施設においては、手で触れる共用部分の「ドアの取っ手やノブ、トイレ、浴室」等について消毒剤による消毒を徹底する。
- ⑦ 台所、食堂、トイレ等のタオルの共用使用を禁止する。
- ⑧ 同居する家族等に感染者が出た場合は、濃厚接触者の定義に該当することから医師の指示に従うと共に会社にその旨を即報すること。

## 《感染疑い時》

- ① 全従業員は、体調不良や風邪、インフルエンザ等の心配や懸念があるときは、かかりつけ医等で受診又は相談をするとともに結果を会社に報告すること。
- ② 感染の疑いがある場合には、各都道府県が設置している帰国者・接触者相談センターへ相談し対応するとともに結果を会社に報告すること。(下記は一例)

【鹿児島】鹿児島市保健所 電話 099-216-1517 他

【熊本】健康福祉局 感染症対策課 電話 096-364-3189 他

【福岡】粕屋保健福祉事務所 電話 092-939-1746 他

【大阪】新型コロナ受診相談センター 電話 06-6944-8197 他

【静岡】静岡県庁専用相談ダイヤル 電話 054-221-8560 他

## 《感染時》

- ① 感染が確定、あるいは感染確定検査のための対処を求められた場合は、会社に即報すること。会社は報告に基づき保健所に連絡する。
- ② 感染者は医師の指示に従い、指示された期間、医療施設等において療養することとし、その間の就業を禁止する。
- ③ 各施設にて感染者が発生した場合は、従業員の濃厚接触者は就業を禁止し、政府の方針に従って状況に応じた対応を行う。
- ④ 各施設にて感染者が発生した場合は、その施設の所要箇所について消毒を行い、その間の業務は、(株)肥後産業(福岡支店・熊本支店・大阪営業所・静岡支店)、システム物流(株)(福岡支店・熊本支店)、(株)櫻島造船所においては、必要最小限の人員の出社に留め他は自宅でのテレワークによることとし、(株)肥後産業(本社・鹿児島支店・隼人支店)、システム物流(株)本社、山川貨物自動車(株)においては、本社の危機管理センターにおいて実施する。

## 《実施期間》

感染症法で定める指定感染症の指定期間は最長1年(さらに1年まで延長可能)と定められているとともに、規定により政府対策本部が廃止されることが公表された場合はこれに準ずるものとする。